

Citizens Network Against National ID Numbers (CNN)

CNNニュース



国民背番号問題検討市民ネットワーク(CNN)

プライバシー・インターナショナル・ジャパン(PIJ)

自治省の

データ監視社会 に次ぎ、

法務省が仕掛ける 盗聴社会

臨時国会が九月下旬から始まった。今国会で、法務省は、電話などの「盗聴(通信傍受)捜査」の合法化を盛り込んだ「組織的犯罪対策法(組対法)」案の成立をねらっている。

この法案は、組織犯罪の取締りに効果があるとされる。しかし、この法案の中枢をなす盗聴捜査の合法化は、憲法が保障する人権に対する脅威となるものである。わが国の監視社会化を際限なく広げる起爆剤となるものである。

ちなみに、盗聴装置が堂々と販売され、市民のプライバシーは至るところで脅威にさらされている。民間を含め、盗聴を原則として禁止し、処罰する法律をなぜつくりたくないのか。いきなり、捜査当局による盗聴捜査の合法化とは、いささか乱暴すぎる。盗聴社会は誰も歓迎していない。

市民が、盗聴などに悩まされることなく安心してくらせる社会をつくることこそが、法務省の努めであろう。とすれば、まず、盗聴天国の撲滅に死力を尽くすべきだ。

同じことは、自治省が計画している「住民基本台帳ネットワークシステム」導入をねらいとした「住民基本台帳法一部改正法案」についてもいえる。ネットワークシステムなどと言えば、耳ざわりは悪くない。だが、内実は、「国民背番号コード」と「国民登録証カード」を使って、国民全員の広範なプライバシーを公有化しようというものだ。

自治省が提案しているプライバシー保護策など、まったく実効性がないことは明らかだ。自治省の計画を許せば、国民の個人情報、必ず各人の背番号コードつきでまたにたれ流しになってしまう。

国の個人情報保護法は、罰則もなく、民間機関には適用がない。そればかりか、自治体共管とされる「住民基本台帳ネットワークシステム」自体にも適用がない。

こうしたお寒い状況で背番号コードを汎用し、あらゆる行政目的に使わせるとしたら、国民のプライバシーが風前のともしびと化すことは自明のところだ。

市民が、プライバシーのバーコード監視



や商品化に悩まされることなく、安心してくらせる社会をつくることこそが、自治省の努めであろう。とすれば、自治省は、他の省庁と協力して民間にも適用ある包括的な個人情報保護法の成立に死力を尽くすべきである。国民は、コードとカードを使う、役人主導のデータ監視社会の早期実現など願っていない。

今のところ、臨時国会に自治省の法案提出はない、とみている。

PIJは、より理論的に武装し、各界と一丸となって、自治省のコードとカード構想の阻止に向けて死力を尽くす所存である。

PIJ代表 石村耕治

主な記事

- ・ 盗聴法(組対法)案に反対する
- ・ 大蔵省の金融所得納番制導入を問う
- ・ 商店街の監視カメラを考える
- ・ アメリカで問われる職場の電子監視

盗聴法（組対法）案に反対する

国民は盗聴社会を望まない

一九九七年十月二十四日 P-IJ運営委員会決議

捜

査当局による「盗聴（電気通信傍受）捜査」の合法化を盛り込んだ「組織的犯罪対策法（組対法）」案が、今の臨時国会へ提出される。九六年十月に法務省から、法制審議会に諮問されてから一年足らずの去る九月に答申、拙速な法案提出には、驚くばかりだ。わが国には、これまで盗聴捜査制度は存在しなかった。わずかに、覚せい剤事件などで、刑事訴訟法規定の「検証令状」という形で電話傍受が行われているに過ぎない。しかし、盗聴捜査制度の導入は、電話のみならずファックス、インターネットや電子メールなど、広く電気通信一般の傍受を合法とするものだ。法務省は、法制審議会への諮問時、傍受は「組織的犯罪で、かつ緊急を要する捜査」に限定するとしていた。だが、出された答申は、その枠を

はるかに超えている。ほとんどを網羅するほど多くの犯罪（罪名では〇〇件程度）を傍受捜査の対象としている。しかも、「犯罪が行われると疑うに足りる状況があれば」、傍受の対象にできる。

また、「組織的な犯罪」に限定するとしているものの、暴力団や破壊的な宗教カルト、総会屋、悪徳商法団体など、「犯罪組織」だけを対象としているわけではない。さまざまな団体や運動体やそれらに関連する個人も対象としている。また外部者である「共犯者」も、対象となる可能性がある。つまり、憲法が保障する「通信の秘密」を、無制限に侵害することになりかねない仕組みのもの。さらに、「通信傍受作業」の特殊性が、この「傍受の範囲」や「傍受の対象」を無制限に拡大していきかねない。通信の傍受とは、「ともかく、

なにを話しているか聞いてみないと、犯罪と関わりがあるかどうかかわらない」という性格の「仕事」だ。問題の会話を探り当てるには、できるだけ多くの通信を聞いた方がよいとなるのは当然だ。

一つの例を挙げれば、『税理士はいつ関与先の組織的な脱税に荷担することになるか分からないから、税理士の電話やファックスは常に傍受しな方がよい』ということにもなりかねない。事実、法案では、犯罪予防のための傍受、最長三〇日にわたる傍受を認めている。傍受は令状主義に基づいているとはいっても、歯止めになるかは怪しい。また、いろいろな理屈をつけて、数多くの電気通信を傍受しても、犯罪に係るものは1%もないのではないかとすれば、犯罪に無関係な通信の傍受は、明らかに憲法二一

条に保障された「通信の秘密の不可侵」、憲法二三条の「プライバシーの保護」に触れる。

法案では、犯罪に無関係な電気通信を傍受した場合であっても、その旨は当事者に知らされない。しかし、これでは、当局による権利侵害をヤミに葬ることを認知する法制度をつくるようなものである。

犯罪に強い社会をつくることは誰もが求めるところである。また、犯罪にかかわる電気通信の秘密まで憲法が保障しているかは疑問だ。しかし、今回法務省が用意した盗聴法案は、憲法が保障した人権に対する脅威になるのはもちろんのこと、盗聴社会化を際限なく広げる起爆剤となる内容のものだ。

また、社会の「主役である国民」は、この法案の内容について、ほとんど説明を受けていない。法務省筋は、オウム事件などを巧みに使って、この法案は「国民の安全」のために必要と宣伝している。だが、本当のねらいは、「国民を盗聴監視する」ことにあるのではないかと野放しになっている民間での盗聴に、法的歯止め策を検討するのが先ではないか。

P-IJは、法務省の盗聴法案に反対である。

盗聴法（組対法）案に反対する

組対法の骨子

法務省が、今の臨時国会で「組織的犯罪対策法（「組対法」）」の成立をねらっている。組対法の柱は、次の四つで、三本の法律（1）からなる。

- 1 組織的な犯罪に関する刑の加重など
- 2 没収・追徴制度の強化を含む犯罪収益に関する規制
- 3 令状による通信傍受（盗聴）捜査の合法化
- 4 証人の身元を隠しての証明制度

これらのうち、とくに問題になるのが、3の「通信傍受（盗聴）捜査」の新設である。組対法案が、一般に「盗聴法案」と呼ばれているのも、まさに、この点を重視してのことだ。

- 1 各法案の正式名称
- ・ 1と2は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」案
- ・ 3は、「犯罪捜査のための通信の傍受に関する法律」案
- ・ 4は、「刑事訴訟法の一部を改正する法律」案

なぜ今、盗聴合法化なのか

盗聴の合法化を盛り込んだ「組対

盗聴法（組対法）案に反対する

法要綱骨子（2）が、去る九月十日に法制審議会刑事法部会から答申され、法案作りが進んでいる。この答申は、部会における日弁連委員の反対にもかかわらず、強行採決されたもの。

昨年十月の法務大臣の諮問から一年も経過しておらず、国民の人権に多大な影響を及ぼす法律なものにもかかわらず、拙速すぎる。ほとんどの国民は、盗聴法案の中身をまったく知らない。

こんなに急いで、なぜ今、盗聴捜査の合法化なのであろうか。

法務省筋は、覚せい剤の密売や銃器のヤミ取引の急増、組織暴力の抗争激化などを理由にあげる。これまでの捜査方法では限界だ、新たに電気通信傍受が必要不可欠だ、という。しかし、真実は異なるようだ。

わが国が主催し、近く金融活動作業部会（FAIA）の国際会議を開催するため、それまでにマネーローダリング（不法資金洗浄）規制と盗聴制度の法整備をしておきたいという、法務省の都合が先行してのことだ、というのがもっぱらのつわさである。役人の都合で、重要法案が、国民に十分周知されることもコンセンサスもないまま、制定が急がれているとすれば、大問題だ。

2 正式には「組織的な犯罪に対処するための刑事法整備要綱骨子」、以下、「盗聴法答申」。

問われる適法性のチェック

わが国には、これまで盗聴を広く認める法制度はなかった。もっぱら従来からの捜査方法に頼ってきた。刑事訴訟法上の「検証令状」による電話傍受が例外的に行われているに過ぎない。

また「検証令状」で電話傍受を認める場合、裁判所は厳しい要件をつけてきた。たとえば、覚せい剤事件が関係した甲府地方裁判所の判決では、犯罪容疑が明白であること、

犯罪の解明、検挙に、電話傍受捜査が必要不可欠なこと、不法（覚せい剤）取引に使われるが自然性が高い回線であり、普通人の権利を害する恐れがほとんどないこと、立会人が犯罪と無関係の一般通話を排除（切断権の行使）できることなどが条件とされた。

この点、盗聴法答申では、犯罪が行われる疑いが十分であること、犯罪実行に関連する通信が行われる具体的な自然性があること、他の方法では犯行状況を明らかにす

ることが著しく困難なこと、立会人を置くことなどを条件としている。盗聴法答申の電気通信傍受捜査を認める要件は、現行の検証令状の場合と比べると明らかに甘い。「通信傍受以外の手段がない場合」といった条件にしないと濫用が懸念される。

また、盗聴法答申は、立会人の制度は設けたものの、立会人に犯罪とは無関係な一般通話の傍受を切断する権利を認めていない。ちなみに検証令状のケースの判決では、捜査官が傍受対象からそれて盗聴した場合、立会人に盗聴機器のスイッチを切る切断権を認めている。

さらに答申では、立会人が「現にいない場合でも、傍受を行うことができる」としている。これは、最長で連続三十日間の傍受が認められることになっているから、立会人となるNTTなど電気通信事業者の負担を考慮したためと思われる。しかし、客観的な第三者を立会人とするなども含め、期間中常時モニターする仕組みは、必要不可欠といえる。ことは、盗聴の合法化にあるのであり、中途半端な適正化策は許されない。

広すぎる適用対象

法務省筋がいうには、盗聴法答申

は、通信傍受捜査の対象犯罪を、殺人、誘拐、強盗致死傷、薬物・銃器、集団密航などにしぼったと自負する。

しかし実際には、対象犯罪の類型は百件程度にも及んでおり、ほとんどの犯罪を網羅している。しかも、これらの犯罪の「実行、準備又は証拠隠滅等が行われると疑うに足りる状況」があれば、軽犯罪でも傍受捜査の対象にできる。つまり、現在行われている犯罪はもろろんのこと、将来の発生が見込まれる犯罪についても、その証拠保全をねらいとした盗聴が認められる仕組みになっている。

また、通信傍受捜査は、「組織的な犯罪」に限定するとしているものの、「犯罪組織」だけをねらいとしているものではない。さまざまな団体や企業それらに関連する個人も対象としている。さらに、外部にいる「共犯者」もねらいとされる可能性がある。

したがって、オウムのような破壊的な宗教カルト、暴力団や総会屋のみならず、犯罪組織と無関係な一般の市民団体や企業・個人など、幅広く対象となり、歯止めがない。

まやかしの令状主義

電気通信の傍受捜査は、令状主義によることになっているからといって安心してはならない。裁判所の令

状発行の実務をみれば、ゴム印を押すだけのチェック機能以上のものを期待するのは難しいのが実状だ。

しかも、盗聴法答申では、犯罪予防のための傍受（見込み盗聴）、連続三十日以上長期傍受を認めている。通常、通信の傍受を行っても犯罪に關係するものはごくわずかなはずだとすれば、傍受された通信のほとんどは犯罪とは無関係なものはずだ。憲法二一条に保障された「通信の秘密の不可侵」、憲法二三条の「プライバシーの保護」に明らかに触れる。

答申では、犯罪に無関係な通信を傍受しても、その旨を当事者に告知する必要がない。しかし、これでは、通信の秘密はないに等しくなってしまう。

物の搜索・押収とは異なり、電気通信については、それが押収すべきものにあたるかどうかは、全部チェックしてみないと分からない。憲法三五条は、概括令状の発行を禁止しており、通信傍受のための令状を個別令状主義的に構成できるのかは、大きな問題だ。

また、傍受の対象となる電気通信は、電話だけではない。ファックス、携帯電話やPHS、ポケベルや電子メールなど、広い範囲に及ぶ。

アメリカでは、発信電話番号サード（コーラーID）も通信の傍受に

あたり、盗聴禁止法に触れるのではないかと議論された。しかし、わが国では、そうした議論をしないまま、コーラーIDサービスの本格提供に入ってしまったようである。したがって、わが国の捜査当局は、コーラーIDサービスないしはコーラー・デイスプレイ・サービスを、令状なしに通信の相手を割り出すための探知に広く使えることになる。

ただ、ブロックコール（番号非通知）している発信者の探知についてだけは、令状が必要になるのではないだろうか。

いずれにしろ、令状主義により通信傍受をコントロールできるとの議論は、まやかした。現在の裁判所は、ほとんど捜査当局のいいなりで、有効な歯止めとはなるまい。

盗聴行為に負担を強制する法制

これまでの強制捜査では、その対象者に、当局のやることをジツとガマン（受忍）するように求めるにすぎなかった。ところが、今回は、NTTなどの通信事業者等に対し、盗聴機器の接続や通信相手の電話番号探知のための協力などの強制ができる法制となっている。

このような盗聴行為への負担を「正当な理由がないのに、これを拒ん

ではならない」と規定しているのは問題である。これは、結果的には、通信事業者が通信の秘密保持義務に違反する行為を行っても、それを正当化できることを意味する。

憲法二一条に保障された「通信の秘密の不可侵」は、まさに風前のともしびと化す恐れが強い。

話にならない被害者救済方法

答申では、「傍受捜査の運用状況の公表と国会報告」、さらには被傍受捜査者に対する傍受事実の報告や、記録のコピーの請求、不服申立と通話傍受の適正化策がとられているように見える。しかし、捜査中に犯罪と無関係な通信を傍受していても、そのことは当事者には知らされないことになっている。

答申では、通信傍受捜査に関し捜査当局に、電気通信事業法や有線電気通信法に違反する形で秘密侵害があった場合、準起訴手続（検察が起訴しないとときには、直接裁判所に審判を請求できる「付審判請求」）の対象になることになっている。

だが、犯罪と無関係な通信の傍受について、その旨の当事者への告知義務を当局に課さなければ、自分の通信を自己コントロールすることは難しい。通信の傍受があったかどうか

盗聴法（組対法）案に反対する

盗聴法（組対法）案に反対する

どうする野放しの違法盗聴

かも分からないのに、通信の秘密の侵害があったかどうかなど、一般人が事実をどう解明できるというのであろうか。

他の先進諸国では、プライバシーの侵害があったと思われる場合、市民がかけ込み救済を求められる議会直属のオンブズマン、プライバシー・コミッショナーが設けられている。市民は、正式な裁判を起こさなくても、そこへ苦情申立をすれば、調査してくれる。こうした、行政から独立した機関は、カナダやオーストラリアの例にみられるように、捜査当局を 捜査 する権限もある。

この点に関連し、神奈川県警の警察官により組織的に行われた、日本共産党幹部宅の違法な電話盗聴事件を思い起こす必要がある。この事件では、検察審査会が起訴相当の判断を下したにもかかわらず、検察当局は二度にわたり不起訴とした。

まさに、この事件は、捜査を行う立場にある者が自分を取り締まることなど、至難の技であることをまざまざと見せつけたといえる。また、こうした当局の体質を考えれば、答申に盛り込まれた程度の適正化チェック・システムでは、盗聴捜査の合法化を認めるに十分なインフラを提供しているといえない。

日本共産党幹部宅の盗聴事件のような違法盗聴には、準起訴手続で対応すれば十分、というのが、答申の基本的な考え方だ。したがって、答申には、盗聴自体を一般的に禁止し、処罰する規定は盛りされていない。

ところが、ちまたには盗聴機器があふれている。企業や家庭、いたるところで盗聴の事実が発覚している。これら民間で野放しになっている盗聴行為に対し、速急に法的な歯止め策を検討すべきである。

答申の付則で、「通信の秘密の侵害に関する罰則の在り方については、今後、検討されたい」と書くことなど、やらないということを公言するに等しい。

盗聴天国・日本の汚名返上は、待ったなしの課題である。

盗聴法案の成立を急ぐな

盗聴捜査の合法化の途を開くことは、国民の人権に多大な影響を及ぼさずにはおかない。ルーズな法律でこれを認めると、かつてのような警察国家の再現につながる。

人権意識の強い欧米では、盗聴捜査合法化立法が行われても、人権意識が法治主義の防波堤になることが

期待できる。ところが、わが国におけるプライバシー保護法制、役人や国民のプライバシー尊重意識などの現状を考えると、盗聴捜査の合法化は人権にとりきわめて危険なものとなる恐れが強い。

従来の捜査方法、検証令状による通信傍受捜査では、本当に新しいタイプの犯罪には対応できないのか、国民にはほとんど納得できるような説明がされていない。また、新たに導入を検討している令状による盗聴捜査についても、安全性についてはよく分かる説明がされていない。

犯罪に強い社会を構築することに ついては、国民の確実なコンセンサスがある。犯罪をなくすために、高度情報化社会に合った捜査方法を検討するのは、むしろ当然である。しかし、新たな捜査方法を導入するにあたっては、人権保護のための機能的なインフラ整備を含め、国民に対しよく説明する必要がある。

盗聴捜査の合法化は、とりわけ国民の人権と深くかかわる問題である。この問題について国民の確実なコンセンサスはいまだない。

盗聴捜査の合法化は見送るべきである。

e

《盗聴捜査の本質》

電話のプライバシーを侵害することは、郵便物を開封してプライバシーを侵害することと比べると、本当にたちが悪い。電話傍受が行われる場合は、回線の両端の者のプライバシーが侵害される。両者の間で交わされるあらゆる会話は、内容を問わず、たとえ問題とされるものではなく、秘密にしてみらう権利があるものであっても、盗み聞きされることになる。

また、一人の者の電話回線の傍受は、その者が電話を掛けたり、あるいは誰かからその者が電話を受けたりすることにより、その者以外の者の通話の傍受につながる。

捜査の手段として使われる臨検令状や一般の搜索令状は、権利抑圧の装置にあたるにしろ、電話傍受に比べると、とるに足らないものといえる。

ブランドイス合衆国連邦最高裁判事（オルムステッド他 vs. 合衆国 [277 U.S. 438 (1928)] 事件判決）

大蔵省の 金融所得に納番制導入を問う

各人の背番号、世界中にたれ流し

緊急報告

PIJ納税者情報保護対策立法プロジェクトチーム

大

蔵省は、十一月初めに、預貯金の利子や株式譲渡益などの「金融所得」の把握をねらいとした「納税者番号制（納番制）を導入する方針を打ち出した。二、三年後の実現をめざすという。ねらいは、日本版金融ビッグバン（金融大改革）に対応し、税金逃れを防ぐためという。

金融ビッグバンを控え、抜本的な預金者保護ならよく分かる。いきなり税金逃れの防止策に納番制導入とは解せない。しかも、総合課税実施のためでもない。金融所得に対象を限定して番号を使うというもの。

その番号は、個人納税者用とし

ては自治省が導入をねらっている。「国民総背番号（住民票コード）」の転用が最有力。これからの金融取引は電子取引が中心となる。しかもインターネットが広く使われることになる。これに、住民票コードを流そうというのだから、きわめて乱暴な計画だ。各人の住民票コードは、世界中にたれ流しになることが危惧される。まったくプライバシー感覚を疑う。

今、この時期に大蔵省は、なぜ、金融所得に納番制導入を打ち出したのであろうか。

このプライバシー感覚ゼロの構想を批判的に点検してみる。

納税者番号制とは何か

納税者番号制導入論議は、八八年十二月に、政府税調の納税者番号等検討小委員会が、導入をすすめるべきだとする呼び水の報告書を公表したことに始まる。

それ以来、政府税調やそれを背後で操る大蔵省筋は、納番制導入に積極的に動いてきた。しかし、これまで導入決定は見送られてきた。

その背景には、納番小委員会報告書が「納税者番号」の想定（ネーミング）で、実際には、自治省など他の省庁が目指している「国民背番号」の転用をねらっていたことにある。そして、これら他の省庁の目指す「国民背番号」の仕組みができる

メドが、これまでたななかったことにある。

本来、納税者番号とは、課税目的に使われる「限定番号」をさす。オーストラリアなどで採用するところだ。また、わが国にも「納税者整理番号」が現在ある。まさに、これを整備して使えば十分なわけだ。

ところが、納番小委員会報告書では、課税目的限定タイプの本来の意味での納税者番号ではダメだという。そして、政府税調や大蔵省は、国民全員を対象に一人ひとりに背番号をつけ、それをあらゆる目的で使うという趣旨で検討がすすめられている。国民背番号を「納税者番号」に転用しないとダメだ、と騒いでいるわけだ。

「納税者番号」と「国民背番号」とは、本来、異なるものだ。これを意図的にミックスし、同じものように扱っている。大蔵省の役人特有のトリックにダマされてはならない。

どう守る納税者のプライバシー

憲法は納税の義務を定めている。私たち納税者は、法律に従って税金を納めるのは当然の義務である。また、憲法を守るという人は誰しも、脱税を野放しにする社会は望んでいない。

大蔵省の金融所得納番制導入を問う

大蔵省の金融所得納番制導入を問う

しかし、同時に、私たち納税者は、課税庁が不必要に広範なプライバシー（個人情報）などの納税者情報を集めたり、保有できる制度の導入は望んでいない。課税庁が収集・保有できる納税者情報は、原則として、課税に直接必要な情報に限定されるべきである。

とりわけ、金融所得に限定して納番制を導入するというのであれば、多目的（汎用）で使われる 国民背番号 の転用など、まず必要がない。課税庁には、私たち納税者の私生活を透かし見ることを可能にするような汎用の番号などが必要がない。税務調査への乱用の危険性など、百害あって一利なしである。

憲法は、納税の義務を定めるとともに、一三条で個人のプライバシー権を保障している。原点到返って、憲法の趣旨をもつて一度おさらいすべきだ。

自治省と結託する大蔵省

大蔵省や政府税調が 納税者番号 の候補としている 国民背番号 は二つある。一つは、社会保険庁の「基礎年金番号」であり、今年（九七年）一月から稼働済みだ。にもかかわらず、大蔵省や政府税調には、にわか動き出す気配がない。

もう一つの候補は、自治省の「住民票コード」である。自治省は、この住民票コード導入を柱とした住民基本台帳法の一部改正案の次期通常国会提出を決めている。そして、住民票コード（国民総背番号コード）を、住民基本台帳カード（国民登録カード）とともに、西暦二〇〇〇年に実施したい計画だ。これは、納番制を二、三年後に実現したいという大蔵省の意向と符合する。

「プライバシーゼロ社会の個人用の納税者番号」には、住民票コードが良く似合う」となどと、ブラックジョークでは済まされない。

金融ビッグバン対応に

住民票コード利用の不可解

これまで大蔵省は、「総合課税」の実施を大義名分に納番制の必要性を説いてきた。しかし、今回は、「金融所得」にプロバガンダを変えた。

これは、総合課税の実施は、にわかには無理ということではないか。金融所得に加え、保有資産や勤労所得を納番制の対象とすると、当然、総合課税 への要求が強まる。

ところが、総合課税ということになれば、確定申告をする者の数が飛躍的に増える。現在の五万数千人の税務署員では対応が不可能だ。また、

税収増に結びつくかも分からない。

いずれにしろ、納番制の導入にはプロバガンダが必要だ。今回は、金融ビッグバンを口実に納番制を認知させようという魂胆ではないか。

外国為替取引の自由化や金融商品への規制撤廃で、金融取引は多様化する。大蔵省は、こうした金融関連の所得を名寄せして課税逃れを防ぐには、納番制が必要と説く。しかし、

超低金利、分離課税と、現状をよくみれば、納番制を導入する環境はほとんど整っていない。コンピュータ（報告義務）コストがかさみ、現状では金融市場に対するディスプレイ（逆効果）になる恐れが強い。

いずれにしろ、この程度の所得を把握するだけであれば、納税者番号として自治省の住民票コードを転用する必要はない。

住民票コードは納番には不向き

自治省構想によると、各人の住民票コードは、氏名、住所、性別、生年月日の四基本情報とバックで、「住民票コード情報」として流通することになる。

大蔵省や政府税調が考える 納税者番号 として、住民票コードを使うとなると、住民票コード情報は、

税務署などの行政機関に「開示」するだけでは済まされない。たとえば金融所得 を納税者番号の対象にすると、住民票コード情報は、銀行や証券会社などの民間機関に広くたれ流しになってしまふ。また、こうした機関が、その情報を他の目的や名簿業者などに「再提供」するかも知れない。しかし、本人が「再提供」の事実を追跡するのは、難しい。

これは、勤労所得 についても同じである。会社から給料や原稿料の支払いを受ける際に、住民票コード情報を「開示」しなければならぬいからである。原稿料や講演料の支払を受ける場合、ときには相手の素性が定かでないこともある。当然、乱用が心配される。

このように住民票コードを 納税者番号 として使うことは、納税者のプライバシーに対する危険が多い。また、住民票コードが介護保険などにも使われることになれば、民間の医療機関などにも背番号コード情報は流通することになる。となると、住民票コードの乱用の防止には、民間機関にも適用ある個人情報保護法が是非とも必要になる。

一方、インターネットを使った各種の金融取引も盛んだ。金融所得 の把握に、納税者番

号を使うということで、インターネット上に住民票コードを流通させることでもなれば危険だ。グローバルな世界規模での、プライバシー問題が起りかねない。

インターネットの利用者は、パスワードを定期的に変えるよう求められる時代である。住民票コードのような生涯不変の共通番号を納税者番号として使うのは、一瞬にして情報が世界規模で流通する高度情報化社会には合わない。

もう、マスターキーのような共通番号の導入や利用を止めるべき時代だ。

大蔵省の

納税者番号構想に反対する

自治省の住民票コードと住民基本台帳カード導入構想は、いっけん無害な、行政効率化のための単なる事務処理システムにみえる。しかし、国民全員に背番号コードを強制的に付け、バーコード付き商品のよう管理し、国民登録証カードを国内版パスポートのように持ち歩かせようというものだ。内実は、プライバシーの公有化の構想だ。

大蔵省は、個人用の納税者番号として、この自治省の構想をそのまま転用しようとしている。

大蔵省は、自治省の仕組みを借り

るだけ、「我々は店子」といった考えだ。したがって「プライバシー問題などは、大家である自治省の仕事、我々店子には分からない」といった態度である。大蔵省と自治省はグルになって、国民、納税者の多様なプライバシーの公有化をねらっているといえる。

自治省は、各人の住民票コードの秘密保持には万全の策を講じているのだいじょうぶだという。しかし、大蔵省が、住民票コードを納税者番号に転用するとすれば、納税者の住民票コード情報は、必ず民間機関にたれ流しになる。

民間機関にも適用ある、包括的な個人情報保護法制定の機運すらない。住民票コードを使ったデータ照合を規制する法律もない。プライバシー侵害されてもかけ込み救済を行う苦情処理機関もない。

こうしたナイナイづくしの状況は、結局、自治省のみならず大蔵省の番号制導入構想にもあてはまる。番号制導入を検討するためのインフラがまったく整備されていないのである。

大蔵省に問う。

個人の金融所得の捕捉をねらったとした納税者番号として住民票コードを使うのは危険ではないか。

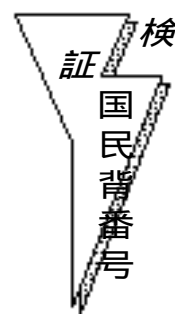
納税者のプライバシーの保護はもちろんのこと、データ保全面での安全を考えても無謀である。情報がグローバルに流通する、高度情報化社会の現実を見据えた議論をすべきである。

また、法人納税者を含む課税庁のデータベース(KSK)にある情報の開示システムをどうして法制化しようとするのか。課税庁のデータベースに入力された納税者情報の本人への開示、内容訂正権など、納税者に対し自己情報のコントロール権を認めるのは、先進諸国では常識である。

納税者番号の導入といったレベルの検討を行うのであれば、当然、プライバシーの保護、税務行政情報を含む情報開示などの問題についても徹底的に検討すべきではないか。密室行政に、汎用コードをベースとした納税者番号では、先進国として通用しない。

自治省の住民票コードをベースとした大蔵省の納税者番号構想には、反対である。ポーターレス時代、高度情報化社会にはなじまない危険な構想である。

大蔵省の金融所得納番制導入を問う



[Data-0023]

自由法曹団、自治省「試案」に反対表明

自由法曹団が、PIJの「自治省の国民総背番号制導入法案阻止に向けた緊急行動の訴え」に答えて、十月五日北海道・帯広で開催された総会において、「国民総背番号制につながる自治省の「住民基本台帳法の一部改正試案」に反対する意見書」を採択した。

意見書の「むすび」では、「自由法曹団は、今回の自治省の「試案」が、国民一般のプライバシーの権利を著しく侵害する危険性が大きいばかりでなく、その真の狙いが、国民の個人情報をも全面的に管理掌握するための「国民総背番号制」の構想に直結するものとして強く反対する」、「憲法が保障する国民の基本的権利、個人の尊厳、平和主義の原則に照らしても、このような試みを、われわれは絶対に許すことはできない」として自治省の「試案」に強い反対を表明。

(た)

P-I-J 石村代表、

日弁連 国民総背番号制度問題等

対策協議会にて講演

石村代表、日弁連で講演

P-I-J副代表 辻村祥造

去

る九月二十四日、石村P-I-J代表は、日本弁護士連合会の国民総背番号制度問題等対策協議会（座長、野村務弁護士）に招かれ、講演した。

当日のテーマは、『自治省作成「住民基本台帳法一部改正試案」とプライバシーの保護の問題点について』。同対策協議会の委員である弁護士九名が出席。同対策協議会はすでに二回の会合を開催しており、前回は自治省の担当者を招いて、この問題について説明を受けたという。

当日は、石村代表の報告を受けて、委員から次のような活発な質疑が出された。

《質問》 国会議員の頭からは、行政の効率化という発想が抜けない。だから、プライバシー保護のための環境整備を整えば、共通番号の導入も仕方がないのではないか、という結

論になりやすい。プライバシー保護のための法制が不備な状況を追求して、それが整わない現状では自治省構想の導入は無理だという説明が、受け入れやすいのではないか。

《石村》 自治省の住民票コードは多目的利用（汎用）が前提だ。プライバシー保護立法となると、他の省庁にも関わってくる。しかし現在のタテ割り行政から考えると、自治省が他の省庁にかかわる分野に規制をおこなうとは、とつてい考えられない。だから、質問者のいうような、プライバシーの保護規制の現実化はかなり難しい。プライバシーの保護規定なしに、住民基本台帳法改正が先行するおそれもつよい。

《質問》 各政党のスタンスはどうか。
《石村》 社民党、さきがけは、連立を維持する限り賛成ということになる。新進党は反対であるが、民主党は

不明である。自民党はあまり自治省がもたつくと、議員立法でこの改正案を出しかねないという状況である。

《質問》 自治労は関心を持っているのか。

《石村》 自治労の中央本部は、自治省の役人と同じ感覚である。一方、地方は社民党を支えてきた人たちである。全体として、あまり期待できない。

《質問》 国民のすべてに固有の番号をつけなくても、氏名、住所、性別、生年月日のみで情報は管理できるのではないか。

《石村》 婚姻によって名前が変わるなど、ほんの少しでも個人識別のうえで重複の出るケースと、まったく出ないケースでは、制度としての信頼性のうえで問題があるのではないか。

《質問》 データ照合の規制は、外国ではどうなっているのか。また、最小限アクセスの事績は残す必要があるのではないか。

《石村》 アメリカは、データ照合の記録を議会の委員会に報告することになっている。データの誤り等による損害については、訴訟上の争いとなる。また税金関係については、税法に開示規定がある。

北欧型は事前に、データ検査院

（DIB）などのプライバシー・オンブズマンにデータ照合の許可を得ることとなっている。

アクセス実績の記録チェックは、件数が膨大であるため無理である。また、わが国の場合、チェック機関が何も無いので、取締りの効力が期待できない。

国会議員とのこん談の席上でもよく出る意見に、『プライバシーの保護規制が十分に手当てされれば、行政の効率上、この共通番号制は容認しなければならぬのではないか』、という主張がある。

しかし、そのプライバシーの保護のための具体的な法規制の内容は、ほとんどの場合、まったく明らかにされない。

このことは、わが国の行政のなかにも、プライバシー保護の観念が希薄であること、このような法律の経験がほとんどないことを、如実に物語っているのではないか。

まさに、自治省の 国民総背番号構想 など、絶対に導入できる状況ではない。

()

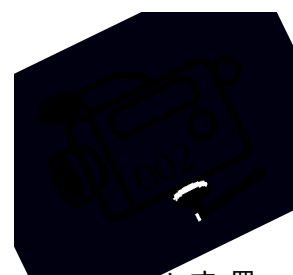
《シリーズ》「市民が主役」社会でのプライバシー問題とは何か

No.2

監視カメラと市民のプライバシー

商店街の監視カメラを考える

PIJ監視カメラ対策立法プロジェクトチーム



横

浜市のおしゃれ街として有名な元町商店街に、街路を二十四時間監視する防犯カメラシステムが今夏、設置された。

おしゃれな街灯の中に、照明器具の代わりに、防犯カメラが入っている。相次ぐ盗難事件を防ぐとともに、街の雰囲気を変えないようにした結果だといわれる。

しかし、公の空間である街路に、商店街が監視カメラを設置したのは、全国でも初めてのケースであり、市民のプライバシーに関していろいろな問題を引き起こすことが予想される。新聞、テレビといったマスコミもこの問題を取り上げている。

わがPIJは既にこの問題について意見を表明していることもあり(CNNニュースNo.10)、TBSテレ

ビの『おはようクジラ』という番組から取材を受けた。

そこで、今回は、この商店街の監視カメラという、身近なプライバシー問題について考えてみたい。

商店街のイメージを守るため…

「元町は大人が安心して買い物を楽しめる街。安全・安心のイメージを大切にしたい」。商店街の組織である、元町SS会の理事長はこう説明する。たしかに、元町商店街には宝飾店や有名ブランド店など、高額商品を取り扱い扱う店舗が多い。

民間の警備会社に警備を委託し、深夜から早朝にかけて商店街一帯を見回ってもらっている。それでもシヨーウインドーを壊して店内を物色されるなどの盗難事件が相次ぎ、安

全・安心のイメージにゆらぎが見え始めた。

しかも、ここ数年は、早朝まで営業する商店街非加盟の飲食店などが開業し、そのため商店街のあちこちで深夜にたむろする若者の姿が多くみられ、若者同士のけんかなど、トラブルも起きている、という。(日本経済新聞一九九七年九月十四日)

このような状況から、防犯のため、商店街が主体となって監視カメラを設置したのである。

カメラは、十一台の固定式と七台の可動式のものを設置、延長約六〇〇ある商店街の全体を監視する。そして、街の景観を壊さないように、照明器具に似せて作られている。

監視カメラ、是か非か

商店街の監視カメラを考える

このような監視カメラの設置・運用については、賛否両論がある。

「何も悪いことをしていないのに、罪のない市民を犯罪人のように監視する」、また「犯罪防止のためとはいいながら、写される側のプライバシーはどうなるの!」という拒絶感があるのは、言うまでもないところである。

しかし一方で、犯罪の増加などによる、社会的不安が強まるにつれ、監視カメラの 効用 に賛成する意見も多くなっている。

賛成論の典型的な例は、エレベータ内の監視カメラではないだろうか。エレベーターという、密室の中での犯罪に対する恐怖から、女性(とくに若い女性)のほとんどは、カメラの設置を強く望んでいる。

また、銀行で犯人が預金を引き出している映像などが、捜査や検挙に役立つといわれるとき、監視カメラの効用は否定できない。

しかし、それが郵便局、コンビニエンスストア、駅や空港、高速道路や街路、一般の会社や工場、とつぎつぎに広がるにつれて、これは行き過ぎだと思える例も出てくる。

「生徒監視カメラ」〇六台、学校側いじめ防げる、生徒の側、全く自由ない「これは、静岡県のある私立学

校の状況を報じた朝日新聞（一九九一年二月十一日）の記事の見出しだ。

また最近では、福岡県の民間ケーブルテレビ会社が、通学中の女子学生が傷害を受けたことから、学童の通学路に監視カメラを設置し、登下校時の通学路の様子を、加入者に放映し始めた。このケーブルテレビ会社の社長は、「学童を守るためにやむにやまれぬ気持ちでやった」と設置の理由を説明していたが、プライバシーの侵害だという批判を受けると、数日中にカメラを撤去してしまった。

そのほかにも、雇用者が、工場で、作業員の作業効率や怠業の状況をカメラで監視するというような使い方をすれば、不当労働行為にもなりかねない。

市民生活の中に存在する、さまざまな監視カメラについて、どのような使い方が社会的に許容され、どのような使い方が許容されないのか、その基本となる考え方について、充分な検討が必要である。

監視カメラの機能

監視カメラ装置利用のねらいは、大きく二つに分けることができる。

一つは、被写体となるものの動きを注視、その映像（および音声）をカメラ設置者に伝達し、記録を可能に

商店街の監視カメラを考える

すること（「伝達・記録機能」）。そしてもう一つは、被写体となるものの動きを抑制すること（「抑止機能」）。

たとえば、繁華街に監視カメラを設置したとしよう。カメラ設置者は、モニター画面に暴力行為が映し出された場合、ただちに現場に必要な要員を派遣し、これを阻止することが可能になる。また映像をビデオ記録（保全）していれば、たとえ関係した者が逃げ去っていたとしても、該当者の割り出しなどの証拠に利用できる。最初の「伝達・記録機能」とは、まさに、こうした例をさす。

次に、監視カメラが設置されていて、かつ、監視されている側がこれを認識している場合、被監視者は、一般に不正や怠慢な行動はとりにくい。「抑止機能」とは、こうした例をさす。スピード違反対策として、道路の各所に設置されている監視カメラなどを考えれば、こうした機能は容易に理解できよう。

肖像権とは

一般に、街路を通行する人々を勝手に撮影することは、その人たちの「肖像権」を侵害していることになる。

「肖像権」とは、端的にいうと、本人の承諾ないしは同意（インフォームド・コンセント）なしに写真やビデオ

を撮られない権利、あるいは撮られた写真やビデオを、インフォームドコンセントなしに公表されない権利を言う。この点、最高裁判所は、「何人も、その承諾なしに、みだりにその容貌・姿態を撮影されない自由を有する」（一九九九年十二月二十四日判決・判例時報五七七号十八頁）と判決している。

また国際規約においては、国連の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（国際規約）一七条に、「何人も、その私生活、家族、居住若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されることはない。すべての者は、の干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利を有する」と規定されている。

写される市民の

プライバシーを守るために

プライバシー後進国であるわが国には、ザル法と呼ばれる「個人情報保護法」以外には、プライバシー保護のための法令による規制はない。

またこの法律自体、民間機関に対する適用はなく、まさに、市民のプライバシーの保護対策は、お寒い状況であるといえる。

しかし、さきほどの最高裁判決や、

国際規約にもあるように、プライバシーの保護は、個人がそれぞれ内在的に持っている固有の権利である。

以上のような観点から、この街路に設置される監視カメラについて、私たちは、犯罪の防止という社会的な要求もいれたうえで、市民のプライバシーをできうる限り守るといって、現実的な方法を検討しなければならぬ。そして問題の中心は、監視カメラの設置・利用にあたり、事前の手続きの適正化・透明化をいかに確立するかにあるといえる。

具体的には、役人の権益を優先する原理がばつこする国の法律によるよりも、市民手作り（議員立法）による「自治体条例」を制定すべきである。その内容は、おおよそ次のようなものとなる。（CNNニュースの七頁以下も参照されたい。）

監視カメラは、映像の記録、伝達の目的を、犯罪の防止という範囲に限定する。

すなわち、たとえ犯罪を防止するという目的であっても、カメラの種類（固定式か可動式かなど）、台数、設置場所などは、厳しく限定されなければならない。

市民の肖像権保護のため、監視カメラの設置者は、被撮影者に対し

て、監視カメラ設置・作動の事実を、周知しなければならない。

監視カメラは、設置されていることが、撮影される主体に周知されていることが必要である。もしそうでなければ、そのカメラによる撮影は、覗き趣味 の不当な隠し取りになつてしまふ。

元町商店街の場合のように、街路に設置されたカメラが、照明器具に組み込まれていて買い物客（市民）に認識できないのであれば、プレートなどを設置して、買い物客に、監視カメラが設置され作動している事実の周知をはかるべきである。町の美観を損ねるといふ意見もあるようだが、少し工夫しておしゃれなプレートをつけることくらい、何でもないのではないか。

映像記録の保存期間を、必要最小限の期間に限定する。

商店街における犯罪を防止するという目的からは、常時、前夜（休日の場合には前々夜）程度の映像を記録しておけば充分であると考えられる。よつて、それ以前の映像は破棄される必要がある。

ちなみに、新聞の報道によれば、元町商店街の場合は、七十二時間ごとにてテープの消去を実施しているようである。

映像記録は、防犯の目的以外に利用し、又は外部に提供してはならない。

映像はあくまで、防犯のために記録されるのであつて、それが買い物客の買い物動線の分析や、消費行動の分析といった、本来の目的以外に利用されてはならない。

被撮影者に、自己の映像記録についての開示請求権を保障すること。

撮影されたという本人からの請求があつた場合には、犯罪の捜査などに支障のなる場合をのぞき、請求者に開示すること。

監視カメラ・システムの適正化、透明化をはかるために、市民参加のシステム運用をめざす。

監視カメラ・システムの運用にあつては、近隣住民ないしは一般の市民の参加を認め、さらに、弁護士など法律の専門家を参加させる必要がある。

このような趣旨の「自治体条例」が制定されたとき、市民のプライバシーにたいする保護措置と、監視カメラの、犯罪を防止するという社会的な目的との、共生が可能となるのではないか。

5



[Data-0024]

交通安全センター、本人の同意なく違反歴の証明書を発行

毎

日新聞（97・8・25）によれば、「自動車安全運転センター」の徳島県事務所と

岡山県事務所が、十年以上にわたり、企業から本人の押印なしで代理申請された従業員個人の「運転記録証明書」を、本人の同意を確認しないまま交付していたという。

証明書の交付を受けた企業では、「本人の意思は確認していない」、「事故を起こした場合の手当をカット」する資料として 利用 しているという。まさに、企業の人事考課や処罰のための 利便 が優先し、ドライバーのプライバシーが侵害されていたわけだ。

安全運転センターは、交通事故防止を目的に、一九七五年に設立された警察庁認可法人。資本金は全額政府が出資、理事長は歴代、警察庁長官という典型的な 天下り のため

の特殊法人、というわけだ。

全国51の都道府県事務所は、交通事故の証明書、運転記録証明書などの発行業務、運転技術の研修、交通事故の調査研究などの業務を行っている。問題の「運転記録証明書」は、「過去三年間の交通違反、交通事故及び運転免許の行政処分」の記録」が記載されており、本来、優良運転者の表彰、個人タクシー免許の申請・更新、などの際に使われるもの。

関係者からの苦情を受けた安全運転センターは、七月十日付通達で、本人の委任状添付、本人の意思（押印、指印など）が確認できない場合は受け付けない、証明書を本人への運転指導以外の目的に使わないよう企業に徹底させる、などを義務付けた。

『公的な機関が企業に犯罪に近いデータを提供するのは疑問。企業内では従業員は代理申請を拒否できない』というのが、法曹関係者の指摘。

しかし、「一通七百円」で、個人のセンチティブ情報を、事実上、誰でも入手できるといふ制度、あるいは警察内部のみ保有すべき情報を扱う部外機関の存在こそ、個人のプライバシーにとって、大きな脅威ではないのか。

(た)

《シリーズ》「市民が主役」社会でのプライバシー問題とは何か

No.3

アメリカで問われる職場の電子監視

勤労者プライバシー保護のための倫理指針・法律制定を模索

PIJ勤労者プライバシー保護立法対策プロジェクトチーム

場の「電子監視」が大きな問題になっている。監視カメラの設置、従業員の電話の盗聴と、勤労者のプライバシー環境は悪化の一途をたどっている。

アメリカでは、店員などへの盗み防止をねらいとした仕事終了時の、ウソ発見器検査が一時大問題となった。その後、法規制により解決したが、PHS（簡易型携帯電話）を使った位置探知・追跡システムによるセルスマンの監視など、新たな問題が次々と出てきている。

アメリカ自由人権協会（ACLU）を始めとした人権団体や労働者団体は、職場の電子監視問題に果敢に取り組んできている。勤労者プライバシー保護をねらいとした倫理指針の制定の奨励、さらには法規制に向け

て議会への働きかけを強めている。アメリカの実情を紹介し、わが国での職場の電子監視問題への対応にあたっての一助としたい。

電子奴隷制度時代の到来

アメリカでの職場での電子監視の問題は深刻さを増している。

ある航空会社の予約係の証言によると、会社がコンピュータに接続した電話傍受システムを使って、通話時間や内容をすべて監視しているという。電話傍受は就業時間内中続き、トイレに行く時間や昼食時間なども監視しているという。頭上には監視カメラが四六時中目を光らせており、動物園のオリの中に居る隠れ場所のない珍獣とほとんど変わらない扱いを受けているという。

ニューヨーク市の郵便局では、無断で職員休憩室に管理職が設置した監視カメラが大問題となった。

アメリカ北東部のデパートでは、女性店員が着替えに使っていた部屋に密かに監視ビデオカメラが設置されていたことが発覚した。店員の盗みの事実を盗み撮りしたいというのがデパート側の動機だったという。

こうした一連のケースでは、雇い主は、一般に従業員の「怠慢」と「盗み」の防止がねらいである、と説明している。したがって、雇い主には、従業員の人間としての尊厳やプライバシーを「盗む」といった意識がほとんどないという。「アメリカの奴隷制度時代の伝統が企業管理の中に脈々と生きている」と評する識者もいる。

まさに、電子奴隷制度時代が到来しているともいえる。

深刻な職場の プライバシー環境

アメリカでの職場の電子監視は、盗聴（電話傍受）や監視ビデオカメラにとどまらない。実質的な国民背番号である社会保障番号（SSN）をキーとして、あらゆる個人情報収集したコンピュータ・データベースが、出回っている。雇い主は、このデータベースを手に入れば、従業員ないしは応募者の履歴のみならず、クレジット履歴や病歴などまで覗き見ることができる。

法律は、一般に従業員の個人情報会社外部で利用することについては、厳しく規制している。ところが、会社の内部での利用については、きわめて寛容である。こうした法規制のあり方に加え、社会保障番号利用規制の無策などと相まって、個人情報データベースの裏口取引が盛んになり、手がつけられなくなってしまうというわけである。

コンピュータ専門誌『マックワールド（Macworld）』が一九九三年に行った調査によると、約二千万のアメリカ人がコンピュータ監視の対象になっているという。その後の

コンピュータ機能の拡大などを考え合わせれば、今日、その数は飛躍的に増加しているものと思われる。

また、「電話監視」についても、従業員と消費者の通話、さらにはその従業員の家族や友人などとの間での通話については、年間四億回程度が傍受・盗聴の対象となっている、といわれている。まさに、盗聴天国・アメリカでの事態は深刻そのもの。

法規制の実態

それでは、職場での従業員のプライバシー環境を守るための法制度はどういった状況なのであろうか。

電話の傍受については、連邦および各州に盗聴禁止法 (Wiretap Laws) がある。したがって、官民を問わず、本人の同意がある場合、その他法律が認める場合ないしは裁判所の令状がある場合などを除き、原則として盗聴は禁止される。また、一九八六年には電気通信プライバシー法 (Electronic Communication Privacy Act) が制定され、電話プライバシー保護が強化された。

しかし、この一九八六年法には、重要な例外が設けられている。いわゆる「仕事関連」の通話に対しては、この法律の規定を適用しないとしていることだ。従って、雇い主は、営

業時間内に行われた「仕事関連」通話を記録したり、チェックできる。

このように、「仕事関連」通話を、従業員や消費者などの「個人のプライバシー」の対象として保護しなかったのは、雇い主の営業の自由を守るためである。ただし、雇い主の方からすればかかってきた電話が「仕事関連」のものか、従業員個人へのものかは、聞いてみないと判別できない。このため、法律上は「仕事関連」に限定して保護の対象外としたのにもかかわらず、実際はすべての通話を記録せざるを得ず、法律の本来の趣旨がうまく生かされなくなってしまうわけだ。

労働市場の流動化は

環境改善につながるか

たしかに、アメリカにおける職場での従業員のプライバシー環境を守るための法制度の整備は遅れている。これは、転職社会のアメリカでは、従業員の人権を無視したり、セクハラをしたりする雇い主からは、転職により逃れる自由が広く許されているという環境があることも一因である。

言い換えると、終身雇用の伝統の下、労働市場の流動化が進まない国にあっては、違法・不当な雇い主の行為があっても耐えることが美

徳となってしまう。最近わが国で問題となっている総会屋に対する一連の利益供与事件などは、まさに適例といえる。終身雇用の下、辞めたら他に行くところが無い。だから、総務部に配属されたら、刑務所の扉の上を歩く、気持ちで頑張るしかない。

同じように、わが国では、職場の電話がすべて録音されようと、ビデオカメラがつけられようと、ジッとガマンすることになる。

こうした問題に対しては、労働組合が本来まず先に取り組まなければならぬはずである。しかし、残念ながら、連合などは、勤労者の職場でのプライバシー問題はほとんど眼中にない。相変わらず、野党結集とか政党の遣い走りや経営者まがいのことばかりやっている。労働者の組織率が年々落ちていくのは、当たり前のことである。

いずれにしろ、労働市場の流動化がない国で、職場の電子監視が進めば、勤労者の「人間の尊厳」はより一層傷つけられるのは明らかだ。

「ウソ発見器からの

従業員保護法」の制定

アメリカの人権団体や労働者団体が力を尽くし、職場でのプライバシー

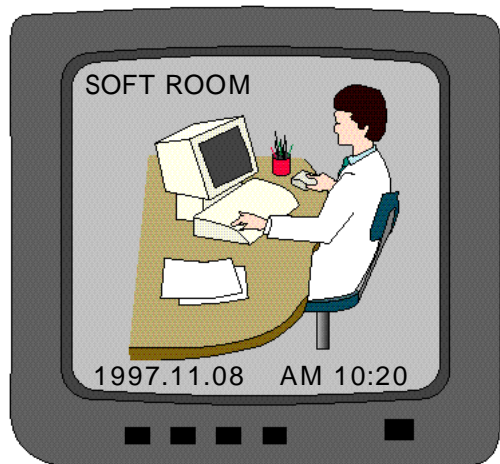
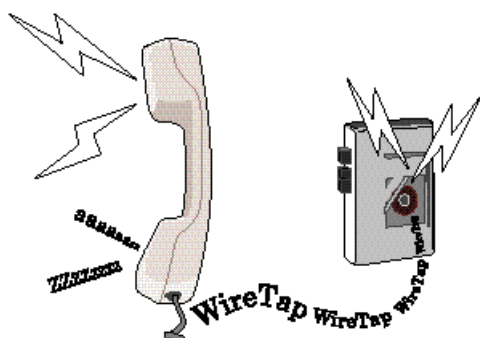
環境を守る法律の制定に成功したケースもある。その一つが、一九八八年に制定された「ウソ発見器からの従業員保護法 (Employee Polygraph Protection Act)」である。

アメリカでは、店員や工員などに對し、仕事終了時などに、商品や部品などのかすめ盗り防止をねらいとしたウソ発見器検査を受けるように強要する労働行為が、各地で問題となった。雇い主側は、経営権の保護をタテに、こうした労働行為の正当性を主張し続けた。しかし、人権団体や労働者団体がこうした労働行為を規制する法律の制定を呼びかけ、一九八八年に規制立法の制定に成功した。

一九九四年に、アメリカ自由人権協会 (ACLU) を初めとした人権団体は、「消費者および勤労者プライバシー法 (Privacy for Consumers and Workers Act)」の成立に向けてキャンペーンを始めた。この法案は、職場での電子監視の乱用規制をねらいとしたものである。この法案に対しては、経営者サイドからの反対が強く成立には至らなかった。

アメリカ自由人権協会は、この法律の成立は職場の電子監視の乱用規制を進めるために必要不可欠とみている。このため、その後も成立に向

いまアメリカでは、職場での盗聴も監視カメラも、規制しようとの動きが.....



け連邦議会議員に対し積極的なロビイング（議会工作）を展開している。
 一九九七年半ば、コネチカット州議会が、職場での従業員監視規制法を成立させた。ただ、コネチカット州法は、監視の禁止対象を「従業員が健康のためや個人として休憩する場所」に限っており、包括的な内容のものではない。
 一九九六年にアメリカ自由人権協会は、教育用ビデオ「カギの穴からの覗き」職場でのプライバシー／危機にさらされた権利（Through the Keyhole: Privacy in the Workplace An Endangered Right）を作成し、職場や労働組合などで徹底した全国キャンペーンを展開している。
 アメリカ自由人権協会は、連邦法

アメリカで問われる職場の電子監視

の制定に加え、各州での法制定に向けて、ロビイングを強化している。

倫理指針採択キャンペーン

職場での電子監視の乱用防止のための法規制は一朝一夕には実現できるものではない、また、一方では「乱用防止」では手ぬるい、全面禁止「が本筋だ」とする意見もある。いずれにしろ、経営者サイドも含め、各界のコンセンサスを得て法律をつくるまでには時間がかかる。こうした事情を考慮し、アメリカ自由人権協会は、雇い主や労働組合に対し、次のような「職場での電子監視の乱用防止のための倫理指針」を採択するように呼びかけるキャンペーン

ンを行っている。

- ・企業が職場での電子監視を行っている場合、その旨を従業員に周知すること。
- ・監視が行われているときには、従業員にそれが分かるように信号で示すこと。
- ・従業員に対し、監視により収集されたあらゆる個人的な電子情報への開示請求を認めること。
- ・従業員の健康若しくは休憩のために指定された場所に対しては監視を行わないこと。
- ・不正確な情報について苦情を申し立て、削除する権利を認めること。
- ・仕事の遂行とは無関係な情報の収集は禁止されること。
- ・従業員本人の同意なしには、その者の個人情報了他に開示することを制限すること。

職場での

プライバシー問題の今後

職場での従業員のプライバシー保護の課題は、「電子監視」にはとどまらない。新たに「生命工学」の分野でも従業員のプライバシー保護の問題が出てきている。従業員に対するエイズ検査や薬物検査に加え、遺伝子検査 強要の問題で

ある。

企業は、経営戦略上、社会保障や福利厚生費の削減をねらいに、病気に弱い者を排除しようとする傾向が強い。こうした企業の戦略を実現する目的で、従業員や消費者の選択に最近使われたのが、遺伝子検査 である。

連邦議会には、雇用や保険の加入に際し、遺伝子検査の強要を禁止する法案が上程されてきている。いずれは、この問題も、職場での従業員のプライバシーを守る上できわめて重要になってくるものと思われる。

アメリカの労働組合の職場でのプライバシー・ポリシーのなさにに対し強い批判がある。しかし、わが国の労働組合にはポリシーがまったくないといってよい。にもかかわらず、強い批判はない。これは、いまの労働組合には何も期待できないと思うからであろう。連合をはじめとした主要な労働組合は、もっと真剣に職場でのプライバシー問題に取り組むべきではないか。

自由な社会を守るために

つぶそう！ 国民総背番号制・国民皆登録証制

～自治省の住民票コード、住民基本台帳カードに反対する～

主催 PIJ プライバシー・インターナショナル・ジャパン

日時：1997年12月4日

午後1時～3時（受付開始12時30分）

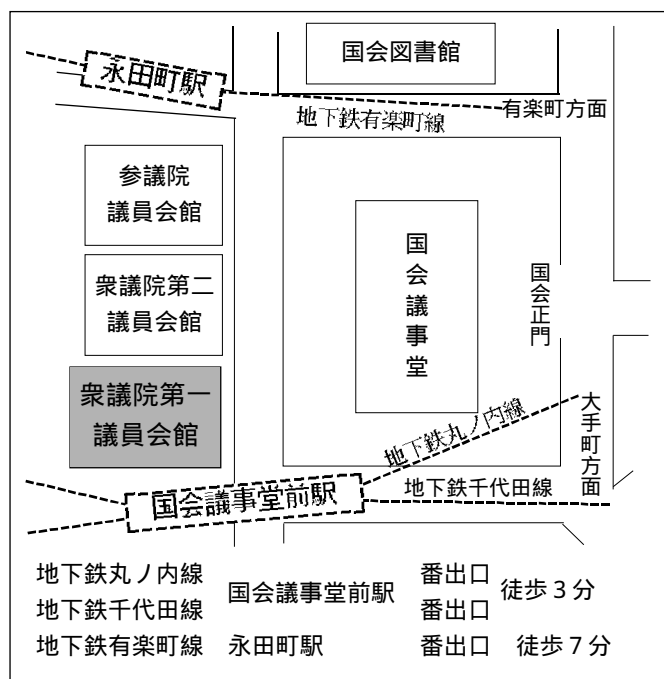
会場：衆議院第一議員会館 第4会議室

（当日は、午後12時30分より午後1時30分まで議員会館ロビーに案内があります。）

基本報告 石村 耕治（PIJ代表、朝日大学教授）

意見表明 安住 淳（衆議院議員・民主党）

上田 勇（衆議院議員・新進党）



自治省がいま法案化をめざしている住民票コード、および住民基本台帳カードは、行政事務の効率化を隠れ蓑に国民一人一人に10桁の番号を付け、IC内蔵のカードで管理しようとするものです。

この自治省のプランは、“自由な社会”に対する重大な挑戦です。

このような制度が実現すれば、国民は番号を入れ墨された囚人のように、役人・行政機関に徹底して管理されてしまいます。

私たちは、こんなデータ監視社会、市民のプライバシーゼロの社会を望みません。

法案が提出されてからでは間に合いません。いま、反対の声を大きく上げましょう。

PIJ代表 石村 耕治

お問い合わせは、下記のPIJ事務局まで。

編集及び発行人

プライバシー・インターナショナル・ジャパン (PIJ)
東京都豊島区西池袋3-25-15 IBビル10F 〒171
Tel/Fax 03-3985-4590 編集・発行人 橋正美

Published by

Privacy International Japan (PIJ)
IB Bldg. 10F, 3-25-15 Nishi-ikebukuro
Toshima-ku, Tokyo, 171, Japan
President Koji ISHIMURA
Tel/Fax +81-3-3985-4590

1997.12発行 CNNニュース No.13

入会のご案内

入会いただいた方には、季刊CNNニュース（年4回刊）をお送りします。
年会費 正会員10,000円、賛助3,000円
（ともに年間購読料3,000円含む）

NetWorkのつぶやき

- ・街を歩くときも、カメラに撮られても恥ずかしくないファッションで.....
- ・もちろん、住民基本台帳カードも忘れずに持ちましょう.....
- ・盗聴されるから街中で携帯電話もPHSも使わない方が..... (T)